

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和6年1月12日

金曜日

号外

目次

## 告示

○令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の延長 1

## 告示

### 富山県告示第8号の2

令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の延長について

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号。以下「条例」という。）第25条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、条例第137条の2第1項の規定により課する自動車税の環境性能割、条例第143条第2項の規定により課する自動車税の種別割、条例第197条の規定により課する狩猟税並びに地方税法附則第29条の11及び第29条の12第1項の規定により当分の間道府県に申告納付することとされている軽自動車税の環境性能割を除き、その期限を別に告示で定める日まで延長する。

令和6年1月12日

富山県知事 新田 八朗

### 指定地域

富山県  
石川県

(税務課)

